

「住宅セーフティネット制度」による新型コロナウイルス対策 第2弾

「セーフティネット住宅」の登録基準を緩和しました！

～住まいにお困りの方が入居できる「セーフティネット住宅」の供給促進に向けて～

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、住まいの確保にお困りの方が増加しています。こうした方への支援を進めるために、「セーフティネット住宅」のより一層の増加が求められています。

このため、本市では、5月18日に、「家賃補助付きセーフティネット住宅」の補助上限額を引き上げ、入居者の負担を軽減しています。（新型コロナウイルス対策第1弾）

さらに、6月1日に「横浜市賃貸住宅供給促進計画」を改定し、既存の小規模な住宅の活用などが図れるよう、「セーフティネット住宅」の規模に関する登録基準を緩和し、「セーフティネット住宅」の供給を促進していきます。

1 登録基準の緩和のポイント

● 既存の小規模な住宅の活用による「セーフティネット住宅」の供給の促進

本市では、比較的規模の小さい賃貸住宅が多いことから、建築時に、当時の国の「最低居住水準※」を満たしていた住宅が登録できるよう、各戸の面積基準を引き下げます。

※「最低居住水準」世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

● ひとり親家庭が入居しやすい「シェアハウス型のセーフティネット住宅」の供給の促進

住まいにお困りのひとり親家庭が入居しやすく、また、入居者同士のつながりが生まれやすい「シェアハウス型のセーフティネット住宅」の供給を促進するよう、各専用居室の定員を増やすとともに、既存住宅について、面積基準を引き下げます。

【参考】「セーフティネット住宅」とは？

高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯等の住まいの確保にお困りの方の入居を拒まない住宅として、市に登録された住宅です。（令和2年5月29日現在 登録件数 137戸）

【登録方法】

- ・国のホームページ（「セーフティネット住宅情報提供システム」）で登録できます。
URL：<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>
- ・登録に関する相談は、「公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会」で受け付けています。
電話番号：045-664-6896
受付時間：9時～17時（12時～13時、土日・祝日・年末年始を除く）

【検索方法】

- ・国のホームページ（「セーフティネット住宅情報提供システム」）で検索できます。
 - ・相談は、「横浜市居住支援協議会相談窓口」で受け付けています。
電話番号：045-451-7812
受付時間：10時～17時（土日・祝日・年末年始を除く）
- セーフティネット住宅のうち、要件を満たす一部の住宅に対して、家賃や家賃債務保証料の補助も行っています。

2 登録基準の緩和の概要

(1) 一般住宅

①各戸の面積

平成8年3月31日以前に建築確認がなされた既存住宅について、「18㎡以上」から、当時の国の法律に基づく計画における「最低居住水準※1」である「16㎡以上」に引き下げ

建築確認時期	～平成8年3月31日	平成8年4月1日～ 平成18年3月31日	平成18年4月1日～
緩和前	18㎡以上	18㎡以上	25㎡以上
緩和後	16㎡以上	18㎡以上（変更なし）	25㎡以上（変更なし）

②台所、収納、又は浴室・シャワー室が共用の場合の各戸の面積

既存住宅、新築住宅※2を問わず、「18㎡以上」から「13㎡以上」に引き下げ

※1【参考】最低居住（面積）水準の推移

期間	最低居住水準
～平成7年度	16㎡
平成8～17年度	18㎡
平成18年度～	25㎡

(2) 共同居住型住宅（シェアハウス）

①各専用居室の面積

既存住宅について、「9㎡以上」から「6㎡以上」に引き下げ

②住棟全体の面積

既存住宅について、「15㎡×居住人数+10㎡以上」から「12㎡×居住人数+10㎡以上」に引き下げ

③各専用居室の居住人数（定員）

ひとり親家庭に限り、「1人」から「各専用居室の面積÷9㎡（既存住宅は6㎡）人」に引き上げ

④便所、洗面設備、浴室、シャワー室などの共用設備の利用人数

既存住宅について、「1か所あたり概ね5人」から共用設備の利用上問題がないと認められる場合に引き上げ

		①各専用居室の面積	②住棟全体の面積	③各専用居室の居住人数（定員）	④共用設備の利用人数
緩和前		9㎡以上	15㎡×居住人数+10㎡以上	1人	1か所あたり概ね5人
緩和後 ※2	既存住宅	6㎡以上	12㎡×居住人数+10㎡以上	ひとり親家庭限定 各専用居室の面積÷ 6㎡ 人※3	生活パターンの異なる属性が混在するなど、共用設備の利用上問題がないと認められる場合に緩和
	新築住宅	9㎡以上（変更なし）	15㎡×居住人数+10㎡以上（変更なし）	ひとり親家庭限定 各専用居室の面積÷ 9㎡ 人※3	1か所あたり概ね5人（変更なし）

※2 「既存住宅」…令和2年5月31日までに、建築確認がなされた住宅

「新築住宅」…令和2年6月1日以降に、建築確認がなされた住宅

※3 子の年齢により、以下のとおり換算

3歳未満	…0.25人
3歳以上6歳未満	…0.5人
6歳以上10歳未満	…0.75人

例) 既存住宅で、6畳(約10㎡)の居室の場合
10㎡÷6㎡≒1.6人となり、
親1人と3歳以上6歳未満の子1人 又は
親1人と3歳未満の子2人の居住が可能

◎登録基準の緩和の詳細などは、ホームページでご覧いただけます。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html>

お問合せ先

建築局住宅政策課長 松本 光司 Tel 045-671-2917